長崎県公安委員会告示第28号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第２項第２号の規定に基づき、壱岐市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容を下表のとおり公示する。

令和５年５月26日

長崎県公安委員会委員長　瀬戸　牧子

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	合意状況
三軒茶屋（勝本方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触1227番地１先	壱岐市が業務委託契約を締結した箱崎まちづくり協議会コミュニティバス運行部会による壱岐市営自家用有償旅客運送の用に供する自動車（通称「箱崎ふれあいＧＯ」）に限る。	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和５年５月１日付け関係者間で合意
三軒茶屋（芦辺方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触1248番地１先			
ハッピーヒルズ（勝本方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触1000番地２先			
ハッピーヒルズ（芦辺方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎釘ノ尾触1009番地２先			
瀬戸向町（瀬戸方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触603番地３先			
瀬戸向町（芦辺方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎大左右触603番地３先			
芦辺港（瀬戸方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2575番地20先			
芦辺港（芦辺方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2575番地22先			
イオン前（瀬戸方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2575番地17先			
イオン前（芦辺方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2575番地17先			
中山口（勝本方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2504番地２先			
中山口（芦辺方面）	長崎県壱岐市芦辺町箱崎中山触2501番地４先			